

告示

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

令和八年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
川本町産出カルカロ ドンメガロドンの 歯群化石 六十五点	埼玉県秩父郡長瀨町 大字長瀨千四百十七 番地一	埼玉県 (埼玉県立自然の 博物館)	平成十五年 三月十八日
川本町産出カルカロ ドンメガロドンの 歯群化石 一点	埼玉県秩父郡長瀨町 大字長瀨千四百十七 番地一	埼玉県 (埼玉県立自然の 博物館)	平成十五年 三月十八日